

支給認定・給付認定について

(1) 認定区分・種類について

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	Ⅰ号認定(※1)	教育・保育給付	なし
イ	新Ⅰ号認定(※2)	施設等利用給付	
ウ	2号認定/3号認定	教育・保育給付	あり
エ	新2号認定/新3号認定(※3)	施設等利用給付	

教育・保育給付認定(ア・ウ)は、保育所や認定こども園、幼稚園等を利用する際に必要な認定です。

施設等利用給付認定(イ・エ)は、幼児教育・保育の無償化により支給される「施設等利用費」を受けるための認定です。

(2) 希望する施設と必要な認定について

希望する施設の種類と保育の必要性有無によって、申請する認定区分が異なります。

申請する 認定区分	希望施設等	必要な認定	保育の 必要性	年齢
ア	認定こども園(幼稚園部分) 幼稚園(※1)	教育・保育給付 Ⅰ号認定	なし	満3～5歳児
ア+エ	認定こども園(幼稚園部分) 幼稚園(※1) + 預かり保育	教育・保育給付 Ⅰ号認定 + 施設等利用給付 新2号認定/新3号認定(※3)	あり	満3～5歳児
イ	幼稚園(※2)	施設等利用給付 新Ⅰ号認定	なし	満3～5歳児
エ	幼稚園(※2)+預かり保育	施設等利用給付 新2号認定/新3号認定(※3)	あり	満3～5歳児

※1 子ども・子育て新制度移行園

※2 私学助成幼稚園(子ども・子育て新制度未移行園)

※3 満3歳児の市町村民税非課税世帯で、保育の必要性がある方のみ対象